

東広島市いきいきこどもクラブ
令和 7 年度夏休み昼食提供事業
事業者募集要項

令和 7 年 5 月

東広島市教育委員会
生涯学習部青少年育成課

1 目的及び概要

東広島市いきいきこどもクラブ（以下「クラブ」という。）を利用する児童が持参する昼食の準備が保護者の大きな負担となっていることから、この負担を軽減するため、昼食提供事業者（この要項に規定する手続による登録を行い、クラブを利用する児童に対して昼食の提供を行う事業者をいう。以下同じ。）による昼食（弁当）の提供を実施します。

2 業務の内容

(1) 昼食提供を行う日

東広島市立小学校の夏季休業日の間、クラブの開設日となる平日にクラブを利用する児童の保護者からの注文に対応し、クラブまで昼食の配達を行います。

7 月							8 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
							31						

：昼食提供を行う日

(2) 昼食を提供する施設

東広島市内の60クラブとしますが、全てのクラブでの提供が困難であるときは、60クラブのうちから選択することができます。具体的なクラブ、クラブの所在地及び登録児童数（5月時点）は、「別紙 クラブ位置図及び一覧」のとおりです。

各クラブの詳細な地図が必要な場合は、「7 書類提出先」のメールアドレスに請求いただければ、返信で地図のデータを送付します。

(3) 注文の方法

スマートフォンのアプリ、メール、専用のホームページ、電話等を利用して、昼食提供事業者と保護者の間で、直接注文を受け付ける方法により行うものとします。市及びクラブの職員による注文の取りまとめは行いません。

(4) 配達の方法

12時00分までにクラブへ配達し、クラブの職員に直接手渡すものとします。万が一、何らかの理由で配達時間に間に合わない場合は、青少年育成課へ必ず電話連絡してください。

(5) 支払の方法

昼食提供事業者と保護者の間で、直接代金を支払う方法（電子決済を含む。）により行うものとします。クラブにおいて、児童又はクラブの職員と現金（食券その他現金に代わるものを含む。）の受渡しを行う方法は認めません。

3 注意事項

(1) 基本事項

昼食提供事業の実施に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守してください。

(2) 提供する昼食について

ア 弁当の一覧表を作成し、青少年育成課へ送付してください。保護者が弁当の種類と料金を確認できるよう、東広島市ホームページに掲載します。

イ 昼食は児童ごとに弁当で提供することとし、調理（電子レンジ等による温めを含む。）及び配膳の必要がないものにしてください。

ウ クラブの職員による昼食の配付を行うに当たり、昼食の取り違えを防止するため、どの昼食がどの児童のものであるか、明確にわかるようにしてください。具体的には、次の方法を想定しています。

(ア) 弁当の容器に児童の氏名を記載した札をそれぞれ貼り付ける。

(イ) 弁当の容器に弁当の名称を記載し、児童の氏名と注文した弁当の名称を一覧にした納品書を配達時にクラブの職員に提出する。

エ 衛生面に配慮し、必要に応じ保冷剤等を同梱してください。

(3) 昼食の価格について

ア クラブへの配達料込みの価格としてください。

イ 1クラブにおける注文の数が少ない場合であっても、別途料金を徴収しないようにしてください。

(4) 昼食の注文等への対応について

ア 昼食提供の開始日以降は、期限までに注文があった場合は必ず対応してください。

イ 期限までにキャンセルがあった場合は必ず対応してください。

(5) 昼食の容器について

容器は、使い捨て容器及び再利用が可能な容器のいずれも可としますが、再利用が可能な容器を用いる場合は、屋外へ児童の安全に配慮した容器の保管庫を準備し、原則として、当日中に回収を行ってください。

(6) その他

ア 昼食の内容、代金の支払等により利用者とトラブルが発生した場合は、昼食提供事業者の責任において誠実に対応を行ってください。

イ 本業務の終了後に実施予定の事業者アンケートにおいて、クラブごとに各日の昼食の提供数を報告いただきますので、あらかじめ集計しておいてください。

ウ クラブは、当日午前7時時点で気象警報が発令されている場合、閉鎖となりますので、あらかじめ対応を決めておき、利用者に周知しておいてください。

エ 配送中の事故その他受注者の過失によって生じた損害について一切責任を負いません。

オ 本業務の全部を第三者に再委託することは認めません。

カ 昼食提供の登録は、1クラブあたり3事業者までとします。なお、複数の事業者から登録の希望があった場合、次の順で事業者を決定します。

(ア)配送可能クラブ数

(イ)キャンセル可能期日

(ウ)くじ（事務に関係のない職員が引かせるものとする。）

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当していないこと。
- (2) 昼食提供事業の実施に必要な食品衛生法に基づく許可を有しており、かつ、同法その他関係法令の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 本市の物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱（平成21年4月1日制定）第2条の規定による指名除外の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 東広島市税を滞納していない者であること。

5 提出書類

東広島市いきいき子どもクラブ令和7年度夏休み昼食提供事業事業者登録申請書（別記様式第1号）及び同申請書に記載の添付書類（以下「登録申請書等」という。）を提出してください。

6 全体スケジュール

- (1) 質問書（別記様式第2号）の提出期限

令和7年5月23日（金）まで（必着）

※ 郵送、窓口における書面での提出又は「7 書類提出先」のメールアドレスへの

送信の方法により提出してください。

(2) 質問書への回答

令和7年5月30日（金）

※ 回答書（別記様式第3号）を市ホームページに掲載する方法により回答します。

なお、質問が無かった場合は、その旨掲載します。

(3) 登録申請書等の提出期限

令和7年6月6日（金）まで（必着）

※ 郵送、窓口における書面での提出又は「7 書類提出先」のメールアドレスへの送信の方法により提出してください。

(4) 登録通知及び市ホームページ掲載

令和7年6月20日（金）頃

※ 提出された書類に不備があった場合は、この限りではありません。

(5) 昼食の提供の準備

(4)以後、配達ルートの確認も兼ねて各クラブを訪問し、保護者向けのチラシをクラブの職員に渡してください。（クラブ開設時間：8時から19時まで（夏季休業日前は、14時から19時まで））

チラシの枚数は、「別紙 クラブ位置図及び一覧」を参考にしてください。

(6) アンケートの実施

令和7年9月中を予定しています。

7 書類提出先（問い合わせ先）

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市教育委員会生涯学習部青少年育成課放課後児童係

担当：浜井

電話：082-420-0929 F A X：082-420-0414

メールアドレス：hgh200929@city.higashihiroshima.lg.jp

令和 7 年 月 日

東広島市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
 法人又は団体の名称
 代表者の職氏名

東広島市いきいきこどもクラブ令和 7 年度夏休み昼食提供事業事業者登録申請書

東広島市立小学校の夏季休業日の間において、東広島市いきいきこどもクラブを利用する児童に対して昼食の提供を行う事業者として登録したいので、東広島市いきいきこどもクラブ令和 7 年度夏休み昼食提供事業事業者募集要項の内容を確認した上で、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 別紙 昼食提供事業者登録情報
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- (3) 食品衛生責任者票の写し
- (4) パンフレットその他事業内容がわかるもの
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類

2 担当者連絡先

部署		氏名	
電話番号		ファックス	
メールアドレス			

別紙 昼食提供事業者登録情報

1 基本情報

法人名	
通称（空欄でも可）	
営業所名	
営業所所在地	
営業所電話番号	
営業時間	時 分から 時 分まで
休業日	
サイトURL	
メールアドレス	

2 昼食の提供方法等

昼食の提供開始日	令和7年 月 日から
提供が可能なクラブ	「提供が可能なクラブ一覧」のとおり
注文の方法	
注文の期限	
キャンセルの期限	
気象警報等により急遽クラブが閉鎖となったときの対応	☐ キャンセル（返金無） ☐ キャンセル（返金有） ☐ その他（ ）
支払の方法	
昼食（弁当）の内容	☐ 固定メニュー ☐ 日替わりメニュー ☐ その他（ ） ※ サンプルの写真と金額（税込）のわかるものを添付。
容器	☐ 使い捨て容器 ☐ 再利用が可能な容器（回収する時間帯： 時頃）
箸・スプーンの有無	☐ 有 ☐ 無（家庭から持参） ☐ 注文時に選択する。
アレルギー対応	☐ アレルギー食品の表示 ☐ アレルギー対応食の提供 ☐ いずれも無

上記の内容については、各クラブに配布するとともに、市ホームページに掲載し、クラブを利用する児童の保護者への周知のために使用します。

● 提供が可能なクラブ一覧（選択欄に○をし、配達する概ねの時間帯を記載すること。）

選択	名称	配達する時間帯（記載例：○時～○時、○時頃）
	西条第 1 いきいきこどもクラブ	
	西条第 2 いきいきこどもクラブ	
	西条第 3 いきいきこどもクラブ	
	西条第 4 いきいきこどもクラブ	
	龍王第 1 いきいきこどもクラブ	
	龍王第 2 いきいきこどもクラブ	
	龍王第 3 いきいきこどもクラブ	
	龍王第 4 いきいきこどもクラブ	
	寺西第 1 いきいきこどもクラブ	
	寺西第 3 いきいきこどもクラブ	
	寺西第 4 いきいきこどもクラブ	
	郷田第 1 いきいきこどもクラブ	
	郷田第 2 いきいきこどもクラブ	
	板城第 1 いきいきこどもクラブ	
	板城第 2 いきいきこどもクラブ	
	板城第 3 いきいきこどもクラブ	
	東西条第 1 いきいきこどもクラブ	
	東西条第 2 いきいきこどもクラブ	
	東西条第 3 いきいきこどもクラブ	
	東西条第 4 いきいきこどもクラブ	
	平岩第 1 いきいきこどもクラブ	
	平岩第 2 いきいきこどもクラブ	
	三ツ城第 1 いきいきこどもクラブ	
	三ツ城第 2 いきいきこどもクラブ	
	御園宇第 1 いきいきこどもクラブ	
	御園宇第 2 いきいきこどもクラブ	
	三永いきいきこどもクラブ	
	川上第 1 いきいきこどもクラブ	
	川上第 2 いきいきこどもクラブ	
	川上第 3 いきいきこどもクラブ	
	八本松第 1 いきいきこどもクラブ	
	八本松第 2 いきいきこどもクラブ	

● 提供が可能なクラブ一覧（選択欄に○をし、配達する概ねの時間帯を記載すること。）

選択	名称	配達する時間帯（記載例：○時～○時、○時頃）
	八本松第 3 いきいきこどもクラブ	
	原いきいきこどもクラブ	
	吉川いきいきこどもクラブ	
	志和いきいきこどもクラブ	
	小谷いきいきこどもクラブ	
	高屋東いきいきこどもクラブ	
	高屋西第 1 いきいきこどもクラブ	
	高屋西第 2 いきいきこどもクラブ	
	高屋西第 3 いきいきこどもクラブ	
	高屋西第 4 いきいきこどもクラブ	
	造賀いきいきこどもクラブ	
	高美が丘第 1 いきいきこどもクラブ	
	高美が丘第 2 いきいきこどもクラブ	
	高美が丘第 3 いきいきこどもクラブ	
	板城西いきいきこどもクラブ	
	上黒瀬いきいきこどもクラブ	
	乃美尾いきいきこどもクラブ	
	中黒瀬第 1 いきいきこどもクラブ	
	中黒瀬第 2 いきいきこどもクラブ	
	下黒瀬第 1 いきいきこどもクラブ	
	下黒瀬第 2 いきいきこどもクラブ	
	福富いきいきこどもクラブ	
	豊栄いきいきこどもクラブ	
	入野いきいきこどもクラブ	
	河内いきいきこどもクラブ	
	三津いきいきこどもクラブ	
	風早いきいきこどもクラブ	
	木谷いきいきこどもクラブ	

令和7年 月 日

質 問 書

東 広 島 市 長 様

提出者 主たる事務所の所在地
法人又は団体の名称
代表者の職氏名

東広島市いきいきこどもクラブ令和7年度夏休み昼食提供事業事業者の募集に関し、次のとおり質問がありますので、提出します。

質 問 事 項

- ※ 簡潔にわかりやすく記述すること。
- ※ メールで提出する場合は、メールの件名を「【質問書】「東広島市いきいきこどもクラブ昼食提供事業者の募集について」とし、メール送信後、東広島市教育委員会青少年育成課まで電話連絡をすること。
(電話：082-420-0929 メールアドレス：hgh200929@city.higashihiroshima.lg.jp)

質問書に係る回答書

令和7年 月 日

様

東 広 島 市 長
(青 少 年 育 成 課)
(公 印 省 略)

東広島市いきいきこどもクラブ令和7年度夏休み昼食提供事業事業者の募集に関し、質問のあった事項について次のとおり回答します。

[illegible]

令和7年 月 日

様

東 広 島 市 長
(青 少 年 育 成 課)
(公 印 省 略)

東広島市いきいき子どもクラブ令和7年度夏休み昼食提供事業事業者登録決定通知書

令和7年 月 日付けで申請の東広島市いきいき子どもクラブ令和7年度夏休み昼食提供事業事業者の登録申請については、次の条件を付けて登録することに決定したので、通知します。

1 営業所名

2 登録の条件

- (1) 不慮の事故等により昼食の提供が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 昼食提供事業者登録情報の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の確認を受けること。
- (3) 昼食の内容、代金の支払等により利用者とトラブルが発生した場合は、昼食提供事業者の責任において誠実に対応を行うこと。
- (4) 東広島市いきいき子どもクラブ令和7年度夏休み昼食提供事業事業者募集要項又はこの登録の条件に違反したときは、昼食を提供する日の途中であっても登録を解除することがある。
- (5) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わないこと。